

島田市キャリア教育支援事業補助金

働きながら資格などの取得を目指す
勤労者を応援します！

キャリアアップ、セカンドキャリア、パラレルキャリアなどのために資格などの取得にチャレンジした際に要した費用の一部を島田市が補助します。

対象者

下記2つの要件に該当する勤労者

(1)市内に住所を有しており、事業主に雇用されている方。

※勤務地が市外である方も、非正規社員の方でも対象となります！

(2)キャリア形成のために必要な資格などを取得するために、試験や講座等を受けている方。

※試験等の合否の結果は問いません。取得しようとする資格等が自身のスキルアップや転職、副業など、職業に必要な能力の向上のためであることが必要です。

キャリアアップ…専門的な知識を身に付け、経歴を高めること(例：職務において必要な高度な資格を取得することなど)

セカンドキャリア…転職等により積み重ねてきた経験や知識を生かしながら新たな仕事をする事

(例：働きながら調理師免許を取得して喫茶店を自ら開業したり、飲食店に転職するなど)

パラレルキャリア…本業を持ちながら、スキルアップや夢の実現、複数の活動を行い「第二のキャリア」を築くこと

(例：飲食店の従業員が勤務時間外にデザイナーの仕事をするなど)

対象経費

受験料等…試験等を受けるために必要な受験料や検定料など。

受講料等…講座等を受けるために必要な受講料や授業料など。

備品購入費…**インターネットを利用して試験や講座を受けるために購入した**備品で、パソコン及びマウス、タブレット及びタッチペン、Wi-Fiルーター及びそれに類する機器、LANケーブル、WEB用カメラ（記録機能を持たないものに限る）。

対象経費に関する注意事項

- ・令和3年度の新規事業のため、令和3年4月1日以降に受けた試験や開始した講座、購入した備品等が対象経費です。完了日が4月1日以降であっても、3月31日以前に受講を開始した講座等は対象外です。
- ・国や県及び本市以外の市区町村の補助金等の交付を受けているものは対象外です。
- ・備品購入費のみで申請することはできません。

※その他、注意事項の詳細につきましては、ホームページに掲載をしていますので、必ずご確認ください。

補助額

補助率 補助対象経費の額の**3分の2**以内の額(上限3万円、1年度内1回限り)

※勤める会社等から手当等が支給されている場合には、対象経費の合計からその金額を差し引いて3分の2をします。

申請期間

令和3年度の申請受付は、3回に分けて実施します！

- ①第1回 令和3年4月1日～
- ②第2回 令和3年8月1日～
- ③第3回 令和3年12月1日～

〔各回とも、予算がなくなり次第受付が終了となります。〕

申請方法

- ・試験等や講座等の実施が終わってから、**6か月以内**に下記の申請書類を揃えてご提出ください！
- ・同一年度内に複数の資格取得のために受験や受講をしている場合、1回の申請で複数分記載していただくことが可能です。

※ただし、予算がなくなり次第終了となりますので、申請のタイミングにご注意ください。

また、複数場合、最後に完了した試験等から6か月以内となります。

申請書類

【必須提出書類】

- ①交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
- ②事業概要書兼対象経費確認書(様式第2号)
- ③勤労者であることが確認できる書類※1
- ④領収書の写しその他の補助対象経費の金額が確認できる書類※2

【該当者が提出する書類】

- ⑤勤務先等から手当等が支給されている場合には、その支給額が確認できる書類の写し
- ⑥試験等を受けた場合には、当該試験等の結果がわかる書類の写し
- ⑦備品購入費を申請する方は、試験や講座がインターネットを使用して実施していることがわかる書類の写し(試験や受講に関する案内など)

※1 企業等に在職していることがわかる書類(在職証明書や給与支払明細書など)
無い場合には、商工課で用意している用紙を使用して提出してください(H P参照)
なお、その際には、会社等に電話で在職の確認をさせていただくことがあります。

※2 対象経費の内容(試験名や講座名)と金額が**支払済**であることが確認できる書類

Q.資格等はどのようなものでも対象になりますか？

A. キャリア形成に必要な資格などであれば対象となります。ただし、下記の資格についてこの補助金の対象外になります。対象外：道路交通法で規定する普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び原動機付自転車免許

Q.受講料のみで補助上限額の3万円に達しますが、試験等の関係書類も必要ですか？

A. 資格の取得に受験が必要な場合には、講座終了後に試験を受けることが必須となりますので、受講料のみで補助上限額に達したとしても、試験等に係る対象経費の記載や関係書類の提出が必要となります。

Q.領収書では金額の確認のみしかできませんが、その写しの提出で良いですか？

A. 領収書のみで金額と試験名や講座名がわかれば良いです。金額のみしかわからない場合には、支払った金額と受験・受講した名称がわかる書類を添付してください。

Q.5月末に受講を完了、6月に試験を受けました。いつ申請すれば良いですか？

A. 試験終了後6か月以内に申請となりますので、この場合、4、8、12月から開始のいずれかの受付期間に申請できますが、予算がなくなり次第その期間の受付は終了となります。既に4月から受付分の予算がない場合には、8月からの受付期間で提出することができます。予算の残額は、提出前に商工課までお問合せください。

Q.講座は令和3年2～4月まで受講して、資格試験は5月でした。申請はできますか？

A. この補助金は、令和3年4月1日以降に実施や開始したものが対象となります。この場合、講座については、2月からの受講となりますので、対象経費とすることはできません。資格試験については、5月に受験しているので、受験料については、対象経費として申請することができます。

【申請・問い合わせ先】

島田市役所産業観光部商工課 〒427-8501 島田市中心1-1 (本庁舎2階)
TEL : 0547-36-7146 FAX : 0547-37-8200 (平日8:30~17:15)